

平成27年度みやざき6次産業化チャレンジ塾 公募要領

公益社団法人宮崎県農業振興公社

平成27年度みやざき6次産業化チャレンジ塾開催要領8に定める受講者の公募については、この公募要領に定めるところとする。

1 公募期間

平成27年6月5日（金）～平成27年7月10日（金）必着

2 応募者の要件

(1) 6次化チャレンジャーコース

宮崎県内で農林漁業を営む個人及び法人（以下「農林漁業者等」という。）であること。

(2) 6次化プロデューサーコース

宮崎県内において、6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援を希望する者で必要な資質を有すること。

(3) 両コース共通要件

ア 国税及び県税の未納がないこと。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

オ 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けた法人、又は当該団体の構成員でないこと。

カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者又は構成員に当該者を含む者ではないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（当該申し立てに基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

ク 経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

ケ その他上記に例示するもののほか、本事業の対象として適切でないと認められる事由がないこと。

コ 提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

3 受講定員

「6次化チャレンジャーコース」20名程度

「6次化プロデューサーコース」20名程度、合計40名程度とする。

4 受講料

受講者1人あたり5千円とする。

5 応募方法

受講希望者は、次の書類を、公益社団法人宮崎県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

- (1) 6次化チャレンジャーコース（入門編、実践編）
 - ア チャレンジ塾受講申請書（別記様式1号）
 - イ 履修登録書（6次化チャレンジャーコース）（別記様式2号、別記様式3号）
- (2) 6次化プロデューサーコース
 - ア チャレンジ塾受講申請書（別記様式1号）
 - イ 履修登録書（6次化プロデューサーコース）（別記様式4号）

6 応募先

〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14
公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課

7 選考方法

公社は、応募のあった者の中から書類選考により、受講生を決定する。

8 選考結果の通知

公社は、選考を行ったときは、その結果をすみやかに応募者に通知するものとする。

9 個人情報の取扱

みやざき6次産業化チャレンジ塾の公募により得られる氏名、住所等の個人情報については、みやざき6次産業化チャレンジ塾のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

10 問い合わせ先

公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課
（担当）河辺、高木、八代
（住所）〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14
（連絡先）TEL：(0985)51-2011 FAX：(0985)51-8006
HP：http://www.mnk.or.jp